

国会の議事手続と司法審査——警察法改正無効事件 (最大判1962年3月7日民集16巻3号445頁)

南野, 森

<https://hdl.handle.net/2324/25634>

出版情報 : 2012-08
バージョン :
権利関係 :

国会の議事手続と司法審査……警察法改正無効事件

188 最大判昭和37・3・7民集一六卷二四四四五頁

関連条文 憲法五六条

裁判所は国会の審議過程を審理して法律の有効無効を判断できるか。

事実

新警察法（昭和二九年法一六二号）に基づく警察費を計上した予算を大阪府議会が可決したところ、原告（住民）が新警察法は法律として無効であるからそれに基づく警察費支出も違法であるとして、当時の地方自治法（昭和三八年改正前）に基づき警察予算の支出の禁止を求めて訴えた。

裁判所の見解

上告人は新警察法を議決した参議院の議決が無効であるとして、従って同法が「無効である旨を主張し、無効な法律に基く支出なるが故に〔本件支出が〕違法である旨を主張する」が、「同法は両院において議決を経たものとされ適法な手続によつて公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない。従つて所論のような理由によつて同法を無効とすることはできない」。

解説

国会（各議院）の議事手続における瑕疵の有無を審査して、その結果法律の有効無効を裁判所が判断することができるかについて、通説的見解は、各議院の議決については「原則として、裁判所の審査権はおよばないと見るべき」であり、「各議院の自主的解釈を終局的とし」、選挙を通じ

ての国民のコントロールに任せるのが憲法の趣旨だとする（宮沢コメ五九六頁）否定説をとる。ただし、宮沢説が議院の議決を統治行為論の論理で説明していたのに対し、現在の学説は、むしろ「議院の自律（権）」（さらにその根拠としての権力分立原理）を根拠とするものが多い（参照、大石眞「議院自律権」法教七八号六頁）。また、否定説といつても、常に裁判所の審査権限を否定するという徹底したものではなく、宮沢説のように「原則として」否定するに留まつたり、あるいはより明確に、「議事手続に明白な憲法違反が認められる場合には司法判断が可能と解すべき」（佐藤四六四頁）とするものが多い（逆に「完全自律権思想」を主張するものとして大石・前掲）。

本判決の立場も否定説であることは明らかであるが、「両院の自主性を尊重すべく……議事手続に関する……事実を審理してその有効無効を判断すべきでない」とするのであるから、多くの学説の否定説よりも徹底した、例外なしに裁判所の審査権限を否定する立場であるように読める。ただし、このように司法審査権限を否定する趣旨が、審査権限を本来的には有するものの、例えば権力分立原理や議院の自律に配慮して裁判所が自制するべきであるとの趣旨か、あるいはそもそも司法権に内在する制約であるとの趣旨かは、明らかではない。

▼評釈——毛利透・百選Ⅱ199、大石眞・行百Ⅱ153